

モニタリング・事業促進  
ワーキンググループ  
第5回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 第5回モニタリング・事業促進ワーキンググループ 議事次第

日時：平成26年8月7日(木)10:00～11:30

場所：中央合同庁舎第8号階13階1326会議室

### 1 開会

### 2 議事

- (1) モニタリングについて
- (2) 事業促進について
- (3) その他

### 3 閉会

○武井企画官 ただいまから、第5回「モニタリング・事業促進ワーキンググループ」を開催いたします。

事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の企画官をしております、武井でございます。7月より國松の後任として参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。構成員9名のうち6名の皆様に御出席いただいておりますほか、T様にもオブザーバーとして御出席いただいております。

それでは、以降の議事につきましては、柳川座長より進めていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○柳川座長 本日の議事に入らせていただきます。

初めに、議事の「(1)モニタリングについて」ということで、事務局から御説明をお願ひいたします。

○武井企画官 まず「モニタリングに関するガイドライン(改正案)」について、説明させていただきます。

資料1-1をごらんください。こちらに、モニタリングに関するガイドラインの改正案を用意いたしました。第4回ワーキンググループでお示しした修正箇所を灰色で着色し、その後の修正箇所を赤字で示したものをお配りしております。

このうち、第4回ワーキンググループ以降の主な修正箇所を示したものが資料1-2でございます。これを使って説明したいと思ひます。

まず、ワーキンググループでいただいた意見を踏まえた修正でございます。1ページ目で、モニタリングがペナルティーを与えるためだけに行われるのではなくインセンティブにつながるという趣旨をガイドラインの初めの部分に記すべき、という御意見がありましたのでそれを記しました。

2ページ目です。要求水準の中には、測定できないものがあります。測定指標を示すことができない場合の判断基準として、例えば業務プロセスから判断できるという趣旨で修正いたしました。

要求水準に対して満たしているかどうかを判断する物差しを判断基準、判断基準のうち数値化できるものを測定指標と、ガイドラインの中でなるべく統一するよう用語の整理を行っております。

また、後ろのほうには、計測できない場合でも、例えば職員の研修といった業務プロセスから判断することが考えられることを記載しております。

下の意見3でございます。顧客満足度調査のような測定できない要求水準については、減額スキームで採用するよりも、お互いが共通認識を持つためのツールとして利用されるという趣旨で修正いたしました。

3ページで、意見4、学識経験者等第三者の組織について、前回の改正案は常設の機関のようにも見ることができるといふ御指摘がありましたので、管理者などが必要に応じて

意見を聞くことが実務に合っているという趣旨で最後の文章を修正いたしました。

4 ページで、業務要求水準に照らして実績をはかる「サービス実績」基準は、例えば図書館の貸出冊数、利用可能性状態を尺度ではかる「利用可能性」基準は、例えば正常に稼働するかといった例示をすることによって内容をわかりやすく修正いたしました。

5 ページで、測定指標の見直しにつきましては、事業期間中にモニタリングが機能しているかを検証し、より適切なものへと測定指標を見直すことが適当な場合があること。また、測定指標を見直したいと考えたときは、管理者等と選定事業者だけで協議して決めるのではなくて、学識経験者等第三者を活用することが有効であることといった趣旨を踏まえて修正いたしました。

6 ページ以降、第4回ワーキンググループの後にいろいろ文書でいただいた意見を踏まえた修正でございます。それぞれ内容の明確化や業務の実態を踏まえた表現の適正化などの記載の修正を行っております。ここに主なものを書き出しております。

なお、先週の段階で事前送付した後にいただいた御指摘を踏まえて修正した箇所は、この中で青字で示しているところでございます。

引き続きまして「モニタリング基準（作成素材（案））」について説明させていただきたいと思っております。5月20日の第3回「モニタリング・事業促進ワーキンググループ」で提出したもので、今回はそれを修正したものになります。

資料2-1は、今回、取りまとめようとしている「モニタリング基準（作成素材（案））」でございます。第3回のワーキンググループでお配りした資料をベースに、その後の修正箇所を赤字で記しております。

このうち、第3回ワーキンググループ以降の主な修正箇所を示したのが資料2-2でございます。

資料2-2の中では、まず1つ目のところに「モニタリングに関するガイドライン」と表現を統一するため、前回「県／市等」としていたところを全て「管理者等」に改めるといった修正を行っております。また、この中で1ページ、3ページでは記述の並びを入れかえております。

なお、この中にも先週の段階で事前送付した後にいただいた御指摘を踏まえて修正した箇所については、青文字で書き込んでおります。

個別の内容については、事前に送付したとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等がございましたら、御自由にお問い合わせいたします。

どうぞ。

○G委員 資料2-1で少し抜けているところがあるかなと思いますのは、第2章の第1節

や第2節での箱物をつくったときの竣工時の一種のチェックの点です。

次の章では維持管理業務で、維持管理で手を抜いてはいけないということが書いてあるのですけれども、その間に意図したとおりに建物が機能しない、施設が機能しないことがよくございます。これは、維持管理業務は別にネグリジェンスをしているわけではなくて、決まったとおりに一生懸命やっている。しかし、もともとその建物が機能していないというのは、瑕疵ではないわけです。

例えば、そこに窓がきちんとつくってある。しかしながら、使ってみたら暑いというような類いのことですが、施設ができ上がった後、実際にそれが設計どおりの意図を発揮するまでには、1年、2年、3年ぐらい、今申し上げたようなことが起きてきます。ですので、そこにも物差し、基準を用意して、ある程度そういうものを出していただくプロセスが必要ですので、今後、もしこれをさらに増補するときは、そういった節を設けていただくといいのではないかなと思います。

○柳川座長 どうぞ。

○T氏 今の御意見は重要だと、共感するところが多いのですけれども、やはり建物ができた後というのは、結構こういうふうに詳細に決められているのですけれども、建物をつくっている途中は結構トラブルが多くて、福岡市のほうで幾つか事例がありますし、他都市でも幾つか報道に出ているものもあります。

今、先生がおっしゃったのは、どちらかというところと要求水準がちょっと思っていたものと違うというところだと思うのですけれども、それとは別に、やはりちょっと手抜きではないのですけれども、つくってみたら、もともと書いていたものと違うものができていたということがあるのです。

それも大きく2つに分かれて、すぐにわかるもので、まんのう中学校とかの体育館では、たしか壁を、本来であればシナ合板でつくらなければいけなかったものが、こういうケイカル板でつくっていたので、すぐに壊れてしまったということで、もともとの仕様どおりにできていなかったというものです。

こういうふうにすぐ発覚するものと、あとは基礎工事みたいなときに、鉄筋がちょっと雑に配筋されていたとか、そういうケースで、大きいものと小さいものが2つあると思うのですけれども、それをやはり現場で見つけたときにいろいろ指摘するのですが、なかなかそれがペナルティーに直結しないのです。

そういうところは行政の担当者のジレンマとして結構ありますので、今後、こういうものを改正するにはそういう視点も盛り込んでいただければと思います。よろしくお願ひします。

○柳川座長 もし、ここで何か簡単に文言を追加とかでできるのであればいいのですけれども、容易ではないですね。今のような話だと大きく書き加えないといけない可能性があります。

○T氏 何か書き込める文言はないかというのはちょっと考えたのですけれども、難しいで

す。維持管理のところはすぐにペナルティーのほうに直結しやすいのですが、建物の部分というのは、契約解除ということまでいってしまうと事業者を委縮させてしまう可能性があり、実質的ないい歯どめがちょっと思いつかなかったのです。

○武井企画官 実際に建物をつくるときには、それを検査する仕組みとして建築基準法があり、例えば性能評価制度、現場検査をする仕組みですとか、そういったものが建築の世界ではいろいろあると思うのですけれども、活用はされているのですか。

○T氏 もちろん、それはしているのですけれども、現場の監理の段階に、先ほど言ったみたいな鉄筋等について、本来でいえば基準がもともとありますが、基準に照らして鉄筋と型枠は何センチ離しなさいといったようなところは、監査に行くと中々実情と異なることがありますそういったところはなかなか法律等を守っていたとしても、現場の監理レベルでうまくいかないところがあるということです。

○R専門委員 今みたいなお話で言うと、2章の1節「(3) 工事監理業務」、の分野の話になってくるかと思います。公共工事であろうが、民間工事であろうが、多分、請負という業務の中でこういった工事の監理業務というものがあるので、それを違反したというか、この監理業務を十分に遂行していない場合にどう手当てするかという議論なのかなと思います。

多分、手当てする制度そのものはきっとあると思うので、それをやっているか、やっていないかで、例えば私どものような民間企業だと、監理業務を外部に発注していても、内部に全部そういうエンジニアのスタッフがいて、さらにそれをもう一回チェックするという、二重、三重のチェック体制をとっているのです。マンパワーの問題でそこまでの体制はとれないという地方公共団体は多いかと思うので、そういうところを実際はどうするかという話はあるのかもしれないのですけれども、制度としては何かあるのかなという気はします。

もう一つは、先ほどG委員がおっしゃっていた、でき上がった後、窓はつくったけれども、うまくワークしていないところの話は、これはまたもっと難しいです。つくる側、請負会社もこの監理業者も設計事務所も図面どおりにつくるかどうかの問題であって、そもそも、図面がその趣旨を反映していなかったら問題外なのですよ。なので、例えば窓の横に換気扇があつて、ショートサーキットを起こして、結局、換気できないではないかといったような話は、図面を、見る人が見ればわかるのですけれども、気がつかない人が見たら気がつかないでそのままつくってしまう。

では、これはつくった人が悪いのか、図面が悪いのかというと、その図面を承認した事業主、要は地方公共団体の問題であって、つくった側の問題ではないと、制度論で言うところのそういう形になってしまうので、どちらが悪いかわからないときに、それをどう手当てして改善していくかという議論なのかなと思います。

○G委員 いや、私が申し上げているのは、どちらが悪いというのは不毛な話で、要は、PFIを発注したほうからすれば、ワンストップで最終的なパフォーマンスを保証してほしいと

ということです。それは事業者側の話で、発注者にとっては当初約束したエネルギーパフォーマンスが出ていないではないかという次元の話はあります。

例えばエレベーターホールについても、待ち時間をゲートのセキュリティーも含めて2分とか3分以内にするとしていたのか、それとも単にエレベーターの台数で規定したのか、走行速度で試算をしていますから全部違うのですけれども、やはりそういうものは性能水準で何らかのことは書いてありますが、建物が落ちついて運営されていくためには2、3年はやはりどうしてもかかってくるので、少なくともいわゆるポジティブな意味でもネガティブな意味でもモニタリングが必要だなと思うのです。

そういうことについては、最終的にはSPCなりとかの事業者がちゃんと保証してほしい。事業者側の請負工事契約は誰が不始末をしたかということは事業者側に話し合ってもらいたいということではないかなと思うのですけれども、もちろん、そうは簡単にいかないことはわかります。

○R専門委員 使い勝手が時代によって変わってくる場所もあるので、なかなか難しいですね。

○G委員 エネルギーパフォーマンスだとか、エレベーターの待ち時間だとかには、ある意味では、用途がかなり変わってきたとしても、とにかく基本的な性能、使い勝手だと思いますので、その種のことについて、引き渡しのときには誰も使っていないから、混雑という意味でエレベーターがワークするかわからないですし、走るかどうかは一生懸命ゼネコンの方がチェックするわけです。

○R専門委員 私が言いたいのは、平米当たり何名という想定でエレベーターを計算して設置しますが、それ以上に人が増えたり、あるいは業務がもっと行き来する業務に変わった瞬間に、想定数字が全部変わってしまうので、モニタリングをやった結果、それを次にどう生かすかというモニタリングであればいいのですけれども、それが過去に戻って、やはり性能を満たしていないではないかという話になると、それは民間側がとり得るリスクではないと思うのです。

○G委員 扱い方についてですね。ただ、この場合はもうちょっと踏み込んでいいかと思います。

○R専門委員 それを全く無視して最初から設計していたら、それはもちろん問題があるでしょう。

○G委員 ただ、先ほどの隠れた瑕疵的に近いものから、今のように高速エレベーターを入れなければならないのに、エレベーターも低速で、エレベーターの台数を絞ったら、それはさすがにひどいという、使い方以前の問題になってくる。であれば、やはりそれはここで議論していることに入ってくると思います

私が申し上げているのは、そういう種類のことについては、経験則がたまってきたらいいと思うのですけれども、今日のこの1節と2節の間に、もしそういう領域があれば良いのでは思ったのです。

○柳川座長　こういうモニタリングの事例なり基準なりをつくる理由は、そもそも今の発注工事みたいな話だと、今、お話があったように、民間同士の取引でもいろいろ難しい問題があって、それぞれ工夫してやっているわけですね。

そういう民間同士の取引とは違って、PFIだからこそ出てくる問題で、PFIだからこそ何かきちんと決めておかなければいけない問題が一方で1つあって、主にはそういうことを我々は一生懸命ガイドラインとか事例で書いているのですけれども、今のお話を伺っていると、もう一つあると思います。そういう意味では、民間同士だとお互いいろいろな経験をしているし、両方プロだからある程度わかっているのだけれども、これを地方公共団体が発注する場合だと、地方公共団体の人もだんだんいろいろなトレーニングは経験で積んでくるのでしょけれども、初めてPFIをやろうとすると、今のような、当然、民の発注側がきちんと考えなければいけない部分が、なかなか情報とか知識として意識されていない部分があります。それは特にPFIだからということではなくて、地方公共団体がこういう発注のプロになっていくためのある種の指針というのですか、そういう事例集とかというのは、多分何かあるとお互いにトラブルがなくできるという、多分そういうタイプの基準なのだと思うのです。

こういうタイプの話をごとまできちんと内閣府のほうで書いて出していくかというのは、悩むところなのだけれども、せっかくいろいろな議論が出てきて、そういう考えなければいけないポイントとかがあるとすると、それをどこかでためておいてシェアする仕組みはあってもいいのかなというのは、今のお話を伺って思いました。それは民であれば別にそんなことを行政がガイドラインに書くような話でもないし、事例を書くような話でもない、PFIに特殊なものでもないことが結構あるのだと思うのです。

今のおっしゃったような話は、どこかで何か地方公共団体のグループか何かで、インフォーマルな形でもいいから、シェアしていただけていくことがこれのよりよい改善状況につながっていくのかなと思います。ですので、こういう形だと書きにくいレベルでも、何かそこを少し工夫をしていただけるといいかなという感じがします。少なくとも今のお話は、ここに何か具体的に修正、修文してくれという話ではないのですけれども、せっかくですので、そういうことをどこかのタイミングで、どこかのインフォーマルな組織で情報をためるようにしていただけるといいかなと思います。

○F委員　初期の不具合の観察期間みたいな中での協議だとか何かをきちんとやるような形のことを書くのはどうなのですか。普通の一戸建てでもマンションでも、受け取ってから1年間で何とか、2年間で何とかというのはどこもあります。ある意味では、それと同じことですね。

特に不具合が出るのは最初だから、ここで書いているのは、建物が完成した後、急に安定的なサービスの提供期間に移っているような感じなのだけれども、そこに至るまでの最初の2年とか、そこら辺でもう少し何かケアをすとかという話が1つはあるのかなと思うのです。



あと、もう一つ難しいのは工事の監理の話ですけれども、随分前に仙台のスポパーク松森で天井が落ちたという話で、私も調査したことがあるのですけれども、ああいうものをここでうまく入れるかどうかという点があると思います。

本当に何が原因かというのは難しく、逆にそれを公共のほうの絶対的な責任という形で置いた場合は、何のためのPFIかわからないところがあるのですけれども、逆に当然、公共としても見るべきところは見ておいてもらうというのは一つのあり方だとは思っているので、そのさじ加減がいまだに難しいなと思っているのです。

○R専門委員 御参考になるかどうかかわからないのですけれども、例えば民間、ディベロッパー、ゼネコン、建設会社を使う立場の側からだと、そういう天井材だとか、例えばこういう新しいシステム天井だとかというのを導入する、しないという話で、アメリカがもう導入しております。それで先進的な、どこか日本の企業もあるところはやり始めましたね。では、私らが使うにはというと、これを、例えばアメリカで使っているものをそのまま輸入してきて振動実験をやったり、日本でつくったものを全部振動実験をやって、これはだめだと言ってオリジナルに改良を加えて、そこまでやって、それでやっとな採用するぐらい時間をかけるのです。

なので、建設会社は恐らくそれはやらなくて、アメリカで採用されているものを日本に持ってきて、日本の基準に合っているかどうかで、多分、机上で合っているかどうかで採用する、しないというふうにもやっているようなのですけれども、大手のゼネコンはきちんと振動実験をやったりされているところも当然あるので一概に言えないのですけれども、第三者的な立場の主体がそういう試験をする、しないということが民間だとあるのです。公共工事のときに、どうしてもそういう意味では、先ほどと同じ話ですけれども、地方公共団体側にそれだけのノウハウとストックがないところが、どうしても結果的にそこに行き着いてしまうのかもしれないのです。

○F委員 設計基準だとか、耐震基準だとかがあるものは多分それを守ります。それに書いていないような、現場合合わせみたいなのがあると聞いています。だから、場合によっては、そこら辺で大きなことになってしまう可能性があると考えられます。だから、そこについては、何か両方でうまく対応しながら問題が起こらないような形を考えてもらうのは重要だと思います。

○G委員 一般的な、制度的な手当てというのはなかなか難しいところですが、私が見る限り、起こり得る間違いというのは、PFIの一部の中でいろいろと事業者が組んでみて、イニシャルコストがこれぐらいかかる、何とかしろと言われると、建設会社なり設計事務所は窮屈さを感じながら、皆様が御心配になっているものをつくってしまっていて、初期性能が必ずしもよくないものが出てくるインセンティブが内部的に働きやすいことは、必ずではないですけれども、あり得る。

その際にもう一つ難しいのは、何かおかしいではないかといったときに、地方公共団体側がそれを検証したではないかというあたりに、どちらに責任があるのかということで、

往々にしてそういう初期性能を簡素にしようという事業者に限って、それは地方公共団体がきちんと承認しましたということを使うようなマインドを持っている人が多いところがあります。、ですので、その辺はなかなか性能が出ていないときのモニタリング以前の、どちらかというに係争に近い事件でどうするかというあたりについても、そういう事態が将来起きないことを望みますが、構造的には起きていても、おかしくはないとは思いますが。

だから、PFIの検証をしたときに、ある検証行為をしたから認めたことになるのか。やはり要求水準より出ているものが実現していなければ、それはいいと仮に言ったとしても、やはりそちらに入っていないではないかということで、地方公共団体側が出られるかというあたりは、論点としては将来出てくると思います。

○柳川座長 多分、重要な論点で、恐らく民間同士だとそういう責任論をちゃんとやっておけば、例えば発注する側に責任があれば、責任が生じないようにいろいろな努力をして、情報、知識を蓄積して、いろいろな工夫をして、契約を書くのですけれども、地方公共団体の場合は、そういう責任論だけでやってしまうと、ある意味、PFIをやめてしまうという話になってしまう。

トラブルがないのであれば、できるだけ明快にルールを書いておいたほうがいいのですけれども、逆にこれが後々の、いろいろな柔軟性を縛ってしまうことになりかねないので、柔軟性を絞らないような形で、双方がメリットがあるような書き方ができればいいのでしようけれども、なかなか、そのあたりの事例の書きぶりが難しいみたいですね。

きちんとこういう課題があることは認識だけとめておいて、こここのところでは、もともと御指摘のところはそういう趣旨でしたし、これに今すぐ書き込むのは難しいけれどもというお話ですから、とりあえず、この紙はこのままとさせていただくということで、そのほかはいかがですか。

○M専門委員 資料1-1の28ページの会計部分、②の貸借対照表が「資産・負債・資本」となっていますが、資本を純資産にしなかったのは何か理由があるのですか。現在の貸借対照表は、資本ではなく純資産と表記するのが一般的です。

○岩間政策調査員 わかりました。修正をさせていただきます。

○M専門委員 お願いします。

○柳川座長 そのほかはいかがでしょうか。

○T氏 資料1-1の16ページなのですが、下の(4)のところで、モニタリングのことを書いているのですけれども、最初の5行目が、丁寧に書かれているのですけれども、趣旨がちょっとわからない部分があって、確認なのです。

ここでは「モニタリングを総合的かつ適切に実施していくためには、多種多様な実施者からの情報を反映できるような仕組みを構築しておく必要があるが、サービスの重要性を踏まえ、モニタリングに係る費用等を考慮し、核となるモニタリング手法と実施頻度、補完するモニタリング手法等を考えることが必要である」ということを書いているのですけ

れども、少し書きぶりが難しいかと思えます。恐らく言いたいのは、下の文章とあわせて読めば、モニタリングをしっかりと実施したほうが正確性は上がるのだけれども、余りやり過ぎると費用とか手間もかかるので、適切なバランスを考えてやりなさいということをおっしゃっているのかなと思うのですけれども、そうであれば、もうちょっと、その趣旨に合った文章に直していただいたほうがわかりやすいかなと思っております。

それと22ページのほうなのですが、一番下の「(2)減額の程度」の中に「減額については、それを行うことによりサービス提供そのものが損なわれてしまうこと等がないよう他の措置とバランスをとり選定事業者の」というくだりがあるのですけれども、「他の措置とバランスをとり」というのが意味が不明確です。通常、減額することで、余り減額し過ぎてしまうとSPCの財務健全性のほうに影響を与えるということで、気をつけなさいということなのですけれども、減額以外に「他の措置とバランス」というので、では「他の措置」とは何だろうという疑問を持ってしまって、それを教えていただければと思います。

○岩間政策調査員 減額になる事象によっては損害賠償等の話も出てくるかと思えますので、そちらとの絡みで金額が非常に大きくなると、次の経済的な財務状況の影響が出るといことで、選定事業者に対して執られる他の措置は損害賠償等も含めた形での記載になっています。

○T氏 であれば、例えば損害賠償等と書いていただいたほうがわかりやすいかなと思えます。普通の人を読んでも「他の措置」とは何だろうと思うので、お願いします。

○岩間政策調査員 修正を検討させていただきます。

○T氏 最後に、次の23ページの一番下「3 その他」の①について、こちらの文章は「適正な公共サービスの提供がなされないときの履行確保策の構築にあたっては」といことで、先ほどの話と近いのですけれども、減額のインパクトをちゃんと考えなさいといことを書いているくだりだと思いますが、ちょっとこれは文章がわかりづらいところがありますので、できればわかりやすく変えていただいたほうがよろしいかなと考えております。

○武井企画官 わかりづらいところは具体的にどちらでしょうか。

○T氏 最後にシミュレーションと書いていますので、減額の幅です。減額を余りし過ぎてしまうと、利益の幅であれば、減額してもSPC自体が痛むだけですし、あとは下請のほうで、受けている業務を下請さんはやはり利益幅が結構薄いのではないですか。

なので、余り減額してしまうと、すぐになかなか継続的な維持管理ができないことがありますので、そういったことをシミュレーションしてから減額の幅を決めなさいといことだろうというのはわかるのですけれども、多分これからPFIをやるという人はこれを読んでも何のことかよくわからないと思います。そういう意味で、そういう具体例を交えながら書いていただいたほうがよろしいかと思えます。

ここに書きたいのはそういうことですね。

○武井企画官 趣旨はそういうことだと理解しております。検討させていただきます。

○OT氏 済みません、もう一つよろしいでしょうか。

資料2-1、7ページのところに第2節の「1. 業務要求水準未達の基準」で、下に「重大な事象」と「重大な事象以外の事象」ということで2つに分けて考える方法があることを書いていただいているのですけれども、これが資料1-1で「モニタリングに関するガイドライン」のところで書いていないものです。

恐らくこれに近いところはどこかというところ、すぐには出てこないのですけれども、モニタリングとガイドラインの整合性を、ガイドラインを見てからこれを見ると、やはり整合性があったほうがいいと思うので、そこら辺の整合性をとって、たてつけを考えられたほうがいいかなと思います。

○武井企画官 この「重大な事象」につきましては、ガイドラインの21ページにフローチャートが書いてありまして、この中の「モニタリング」「業務不履行か」の下のところの箱にあります「速やかに改善・復旧された場合→通常の支払（重大な事象除く。）」の「重大な事象」につながるつもりで事務局としては作成させていただきました。

○OT氏 逆に言うと、ここしか書いていないということですか。

○武井企画官 御指摘のとおりです。

同じフローチャートが、こちらの基準の後ろにもついておりまして、こことつながるようなことを想定しております。

○OT氏 この「重大な事象」がこの例示に適切かという視点でちょっと見ていなかったのも、不衛生状態の放置がそれに当てはまるのかなと思います。ここは後にそういう目で確認していただければと思います。よろしく願いいたします。

○柳川座長 今のお話は、基準のところの7ページの「①重大な事象」「②重大な事象以外の事象」のところは、一応ガイドラインのフローチャートのところに入っている（重大な事象除く。）というところに対応しているので、そこを深掘りしたということでもともと最初の御質問は解消したのだと思いますけれども、ただ、この「重大な事象」に挙げられている事例がこれでいいかどうかということですか。

○OT氏 そうです。そういう目で見ていなかったのも。

○柳川座長 では、そこは実際の御経験から何が問題かという御意見をいただいて、反映できるようにしたいと思います。

ほかにはいかがですか。

○O専門委員 作成素材の中に盛り込まれている文言で、事業者の人の対話を通じてという、その対話というものが結構キーワードになるのではないかなという気がしてまして、これが一応モニタリングの一番根幹というか、事業者との対話をきちんと持っていくのだということを行うことが大事なのかなという気がしてまして、そういう意味では、ガイドラインの中にこの対話というキーワードを最初の考え方のところに盛り込まれたらいいかなと思います。

○柳川座長 具体的には、どのあたりに入れたらよろしいですか。

○O専門委員 基本的考え方の「はじめに」のところかなと。

○柳川座長 「はじめに」の一番最初のあたりですか。あるいは、この文の最後ですか。

○F委員 「はじめに」の最初のパラグラフの最後ぐらいに入れるぐらいのほうがいいのかもしれませんが。それこそパフォーマンスをチェックすることだけに、チェックしてペナルティーをかけるようなイメージがいやでもあるものですから、今の御指摘は重要だと思います。

○G委員 先ほど冒頭に御説明のあった加筆部分で、1ページの第1章第1節に、ペナルティーではなくて、むしろインセンティブということで、見え消しで書いているところがございますね。ちょっと文脈が違うのですけれども、そこに「対話」とありますので、このあたりの表現を載せたり、水平的なパートナーシップだから、ペナルティーが当たることもあれば、インセンティブもあるし、そういう視点からすると、インセンティブもあればペナルティーもあるということなのでしょう。

そういうようにそこを少し膨らませて書いていただくと、この第3段落でしょうか、御趣旨に合うような修文ができるのではないかと思います。

○武井企画官 わかりました。

○柳川座長 そこは考えていただくことにして、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、この議論はここまでにさせていただいて、次の議事の「(2) 事業促進について」を事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○武井企画官 まず、資料3-1「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(改正案)」について説明させていただきたいと思います。

第4回ワーキンググループでお示しした修正箇所を灰色に着色し、その後の修正箇所を赤字で示したものをこちらでお配りしております。

このうち、第4回ワーキンググループ以降の主な修正箇所を示したのが資料3-2でございます。

1ページ目が、前回のワーキンググループの御意見でございます。前回、地域プラットフォームの意義と管理者のネットワークの意義について違いがわかりにくい表現だったので、今回は、地域プラットフォームは民間提案を促進するところに意義があって、管理者のネットワークは民間提案の活用を促進するところに意義があると、その内容の明確化を図っております。

2ページには、ワーキンググループ以降の御指摘を踏まえた内容の明確化を図るための修正を示しております。

引き続きまして、資料4のほうについて御説明させていただきたいと思います。

資料4は「PFI事業民間提案推進マニュアル(案)」ということで作成いたしました。このワーキンググループでは、地方公共団体の事例なども含め、事業促進のための議論が進められてまいりましたが、第4回ワーキンググループで民間提案を促進するためのマニュアルについて骨子案を御審議いただきました。その骨子案に基づきまして具体的なマニユ

アル（案）にしたものが本日の資料4でございます。これを御説明いたします。

まず「はじめに」では、このマニュアルの趣旨などを記載いたしました。

次のページは目次でございますけれども、これは前回の骨子案の項目立てを踏襲して、1章を民間提案について、2章をその実施手続について、3章を地域企業のノウハウ習得・地域人材育成として、また、別冊で提案書のフォーマット案をつける形で用意いたしました。

1枚おめくりいただきまして、1ページ以降が具体的内容になりますけれども、こちらのほうでは、四角の箱の中に制度の仕組みや手続の解説をして、下のほうの角の取れた箱には、関係法令や地方公共団体の運用などの参考になる情報を記載する体裁でつくっております。

1ページ目は「1. 民間提案について」でございます。この四角の箱の中、特に3つ目の●でございますけれども、こちらのほうにはPFI法に基づく民間提案制度を記載しております。また、4つ目の●にはPFI法に定めた手続によらない民間事業者からの提案を募る取組について記載しております。

このマニュアルでは、法定の提案または非法定の提案、これら両方の制度を扱う旨をここで明確化しているところでございます。

2ページは「(1) 対象事業の抽出」です。民間提案がPFI事業につながるためには、公共施設等の整備等が必要な事業であることが必要なので、民間事業者にわかりにくいと考えられる、こうした情報の公開を進めることがPFI事業の民間提案の活発化につながることを説明しています。

下には、こうした情報公開の例として、福岡市のロングリスト、ショートリストの件を紹介しているところでございます。

3ページは、受付や問い合わせの窓口でございます。これは対外的な窓口を明確化しておくことが重要であることを箱の中で解説し、また、その下には横浜市の窓口である「共創フロント」の事例を紹介しているところでございます。

4ページは、提案書作成に必要な情報の提供でございます。民間提案が的確な提案であるためには、正確な情報が必要であることを箱の中で説明しております。

下のほうには、事例として神戸市の情報提供窓口になっている「公民連携推進室」の事例を紹介させていただいております。

5ページ目は、提案書の記載項目です。ここでは、PFI法に基づく提案のケースを説明しています。また、提案書に特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果とその過程及び方法について、根拠も含めてわかりやすく示すことが、管理者が提案を評価しやすくなることにつながるといった趣旨を一番下の●のところに書いております。

6ページは、提案の検討体制でございます。窓口だけではなくて、庁内関係部局も含めた検討体制の重要性を説明しております。

具体例として、このページの下には静岡市の事例、次のページには群馬県の事例を載せ

ております。

8 ページは検討項目で、ここではPFI法に基づく提案のケースを説明しております。

9 ページは、検討結果の通知・公表です。PFI法に基づく提案の場合には、法に基づいて検討して通知する義務があります。これは2つ目の●で書いてあります。主にその内容を説明しております。

また、検討結果の公表について、ホームページに公表している岐阜県の事例がありましたので、それを下に掲載しております。

10ページは、実施方針の策定です。例えば3つ目の●でございませけれども、実施方針の策定に寄与した民間提案を評価することを説明しております。

また、下の事例では、事例①では我孫子市の事例、次のページでは新潟市の事例、その次のページではさいたま市の事例ということで、実施方針の策定に寄与した民間提案、採用された民間提案について評価した事例を取り上げております。

13ページは、民間企業のノウハウ習得・地域人材の育成でございます。2つ目の●で産官学金から成る地域プラットフォームの設置、また3つ目の●では地方公共団体の間のネットワークといったものが有効であることを説明しております。

また、下では事例といたしまして福岡市の「福岡PPPプラットフォーム」の事例を紹介しております。

14ページ以降は、提案書のフォーマット例でございます。先に5 ページのところではPFI法に基づく提案を説明しましたが、ここに示す提案書のフォーマット例は、PFI法に基づく提案としてVFMを算出して、特定事業の効果及び効率性を評価する書式にしております。

PFI法に基づく提案であっても、これと違う書式で行われても結構であると思っておりますし、また、法に基づかない民間提案はもっと違う形で行われるということがあると考えておりますので、ここではフォーマットの一例としてお示した次第でございます。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○M専門委員 4 ページは必要な情報の提供で、3 ページは受付・問い合わせ窓口ですね。4 ページの事例は、私から見ると3 ページの事例と同じように見えます。

ここで必要な情報の提供というのは、相談に行く前に何かホームページ等で一覧になっていて、こういうところに可能性があるというものがあって初めて相談に行ったりするので、もっと詳細に、ホームページに誰でもアクセス可能に見えるようなものがあればいいかなと思います。

この神戸市の事例は、何か同じような気がして、逆に横浜市の下に入れていいかなという気がしたのですけれども、いかがでしょうか。

○O専門委員 せっかく入れていただけるのであれば、横浜市の下に入れていただければと思います。

まだ、うちのほうではそういう正確な情報を積極的に提供するまでのことはできていないので、確かにここにに入れていただくのは、ちょっと場所が不適當な気もします。

○武井企画官 編集した意図といたしましては、そういった事前の段階での情報提供につきましては、2ページのほうの福岡市の「PPPロングリスト」「PPPショートリスト」のような形で、この事業は効果がありますという情報の提供があると思っています。

あと、その事業が具体的に見えたときに、その事業について、個別の事業についての情報をどうやって聞き出すのかなというところが次に問題になってくるのかなと思っておりまして、そういったところを神戸市の「公民連携推進室」のやり方というのは、横浜市も多分そうなのだと思うのですけれども、丁寧にフォローして情報をお伝えしてあげるのかなと読み取ったものですから、こちらのほうに入れさせていただいたのです。

M専門委員がおっしゃる入り口の情報の話もちろん大事で、その後の、丁寧に情報を出してあげるところが、また次に必要なのかななどということを考えてみました。

○柳川座長 そうすると、先ほどM専門委員がおっしゃったようなものは2ページのあれで、4ページはもう少しその個別のところに入って、実際に提案書の作成をするときに、もうちょっと細かい情報をとろうというときに相談に乗ってくれるところがあるといいねという御趣旨なのですね。

○武井企画官 はい。その2つの役割にこの両市がどういうふうに対応していらっしゃるのか。我々は外から見えるもので見てこれをつくっているものですから、どこまで果たしているかはよくわからないのですけれども、そういう2つの段階があるのではないかというのが原案をつくった意図でございます。

○柳川座長 そうすると、むしろ4ページの上の文章のところそういうことがわかるような文言をちょっと入れていただくといいのかもしれない。

○M専門委員 それであれば、①と②を分ける必要があるのかなというか、横浜市も、結局①は「受付・問い合わせ窓口／提案書を作成」みたいな感じですね。相談して提案していれば、多分行き来はあるのではないかなという気がするのですけれども、どうなのでしょう。

○O専門委員 横浜市と神戸市は、役割としては同じようなことをやっておりますので、特にフォローについて違いはないと思いますので、同じように事例として並べていただけたらと思います。

M専門委員がおっしゃったように、多分4ページのほうは、例えば普通の総合管理計画などを公表されているような地方公共団体もおありかと思しますので、そういったところを御紹介してあげるとか、どちらかという、そういうイメージかなと思うのです。

○柳川座長 そうすると、これを残すにしても、3ページ、4ページ両方とも①にさせていただいて、御指摘のあったように「受付・窓口／作成支援」みたいにして、その事例が2



つで、受付と問い合わせ窓口的なことが書いてあるのが3ページで、4ページ目が支援的なものが書いてあるという感じで並列的に書きかえていただくのが多分、一番余り大きく変えずにできることだと思います。

○武井企画官 わかりました。

○OG委員 もしそうした場合に、例えば民間側がまず提案を持ち込む前の、大ざっぱに、それがかなり彼らにとって魅力のある分野かを、そういうようなデータとかの開示とかということがどこかにはあったほうがよろしいですね。

○M専門委員 それは「(1)対象事業の抽出」のところに、この福岡の事例だけではなくて、何かもっとホームページで公開されている、先ほどの総合計画とか、そういうものが見えるような何かがあったほうがいいという趣旨なのです。

○OG委員 直接的でなくても、情報にかかわる統計データを公開することがこういうことの提案は起きやすいと思います。書き方は難しいと思うのですが、例えば待機児童が何人もいるとか、その地域に高齢者なり、病院であればそのお客さんになるような人のボリュームが見えるとか、そういう基礎情報があると比較的、全体としては、もし4ページのこういうPSCがなくなるとすれば、おっしゃるように、前のほうにはそういうものをむしろ入れていただいたほうがいいのではないのでしょうか。

○M専門委員 提案推進マニュアルなので、2ページのところに地方公共団体の基礎情報はこういうところにもたくさんあるみたいなことを教えてあげれば、今までそんなところを見ていなかった人は、では、総合計画のこのページを見てみようとなります。そうすると、そこに地方公共団体の考えとか理想像とかがあるので、そういうのはこういうところから十分とってこられます。福岡市のこういう事例だけではなくて、もっと民間はとってこられる場所があるのですみたいなことを書き込んでいただけるといいかなと。そのようなことは地方公共団体はやっていますから。

○OG委員 それがPFIに結びつくという御認識がどうかということなので、おっしゃるようなことを書いていただけると幸いです。

○M専門委員 そこまで見ないと思うので、こういうところを見ると拾ってこられますというのを書かれたらどうかと思います。

○R専門委員 そういった話が前段にないと、いきなり対象事業の抽出から入ると、これ以外受け付けませんみたいに見えてしまうのがちょっと趣旨とずれるかなと思って私はこのページを見ていたのですが、確かにそういう前段があって、さらにこれがあるという位置づけのほうがわかりやすいです。

○M専門委員 これは民間が見るためのものと、あと、地方公共団体の方が見るためのものであるならば、各地方公共団体の抱える課題の見つけ方とかニーズの見つけ方みたいなものではないでしょうか。

○柳川座長 民間提案を考える事業者はここを見てください、といった感じですね。

○OG委員 現実的には、またそれで変なメッセージが伝わって、新たにそれでいちいち両方

つくれという話ではなくて、せいぜいセンテンスにするとすれば、リンクページみたいなものがあって、参考になる情報、役所のいろいろな別々の階層の深いところにあったりするようなものについても、関係ありそうなものをそこから飛んでいけばアクセスしやすくするとか、そういうサービスをするだけで随分違いますとか、そういうことが書いてあればいいのではないのでしょうか。

○武井企画官 検討させていただきます。

○柳川座長 では、そこはちょっと工夫させていただくことにします。

○T氏 資料的には特に指摘はないのですが、やはり見ているのは具体例かなと思っていて、では、民間提案にどういうものを期待しているのか。普通の事業に何か商業施設と一緒に、民間がそういうマーケットリスクを負って提案しますとか、そういうものは割合わかりやすいのですが、そういう具体例をつけるとか、一方で、民間提案によって、このPFIの市場規模を相当大きくしようというのを、たしか以前お話があったと思いますけれども、水道であるとか、ちょっと大きいインフラ系までも対象にしているのわかるようなメッセージということも含めて具体例をどこかに書ければ、すぐ担当者もわかりやすいのではないかなとは思いますが。

資料だけ見ていると、普通の公共事業をただ単純にPFIでやることを民間側から提案させようとしているのか。それとも、やはり民間が持っているスキルでここまでできるということを引き上げたいのか。ちょっとそこら辺が曖昧な気はします。

○井上参事官 おっしゃっているのは「1. 民間提案について」で、この制度が書いてありますけれども、どういう分野でどういうことが期待されているかということ、実際の具体例ができるかわからないのですが、入れたほうが良いということですか。

1 ページのそもそも、この提案制度というのは、こういう分野で、何かこういう民間の知恵を期待しているのですということですか。

○F委員 民間提案でもものになっているのは、余りないはずなのです。これは国内だけではなくて、外国でもかなり限定的だと思いますけれども、その中でこれをどういうふうを活用していくのかということですね。だから、民間と言っているのは、誰に見てほしいのか、相手は誰なのかというターゲットを決めて出さなかったら、余り意味がないですね。

その中で、どういうふうな訴え方がいいのかということと、もう一つは、来るか来ないかわからないのに一生懸命頑張れというの、どういう形をとっていいのかですね。だから、それ以外にも役に立つという形でちゃんと整備してもらって、民間提案を誘発していく形かと思えます。

○G委員 PFIになじまないかもしれませんが、テレビの報道で、比較的、情報公開に積極的な地方公共団体で、それをもとに民間側が役所の業務システムの改善をするようなソフトウェアとか何かというものをつくって提案してきて、それを採用して、行政コストを削減しているといった事例をどこかで見たようなことがあります。

だから、それはPFIの大きな事業での事例であるかどうかはわかりませんが、ヒン

トとしては、少し深く膨らませてもらうという意味では、少しPFIから範囲を広げて、民間が提案して、それを行政が利用しているような仕組みとかをスケールアップしたらどうだろうかというぐらいのイメージで載せてみるのも一方かもしれません。

○F委員 こういうアクションは、福岡市がそれこそ一番長くやっておられるのですよ。

○柳川座長 なかなか難しいですね。今まで成功事例なり具体的な事例がいっぱいあれば、これをこんなふうにやってくださいという話なのですけれども、先ほどF委員がおっしゃったように、なかなか成功事例がないので、その中で皆様にこれをイメージしてもらって使ってもらおうということなので、仮想事例的なものを入れるかというのが1つですね。こういうパターンでやると、1つできそうではないですか。ただ、そこにはリアリティーがないのがなかなか難しいですね。

ただ、途中でおっしゃっていた、そもそも公共事業的なものを民間、PFIに切りかえられます、PFIに切りかえたらどうですかという民間事業と、あるいは公共事業的なものでもう少し違う、広げた事業内容とか、別の事業と組み合わせる提案とか、そういうものをやる話と2種類、同じような民間提案でも少し考える幅が違うので、その2つぐらい、両方あるということは、一応、この「はじめに」のところにそれをにおわせるようなニュアンスのことはあるのだと思うのですけれども、多分、なかなかこういうことになれていない事業者はそこまで思い至らないので、そこは少しあるのかもしれませんが。

○OG委員 確かに成功例はないのですけれども、そうだからといって全くバーチャルなものをつくるのはいかがなものかと思うのです。かなり地方公共団体で公共施設、箱物が活用されずに空いてくるけれども、それを地域や民間から手がけて比較的うまく利活用されている事例というのはちらほらあるので、それはPFIではないですけれども、そのような事例を膨らませてPFIに仕立てるとこうではないかという、半分はある程度、事実を踏まえていて、半分はそれがもうちょっと設計すればPFIにさせていただく可能性もありますぐらいのものはいいかもしれません。かなり空いた箱物の施設を抱えている地方公共団体は多いと思います。

○柳川座長 だから、その新しい活用の仕方とか、ほかの周辺との合わせた開発とか、だから、民間提案でなかった事例でも、こういうことをもし民間提案でやってくれたら、もう少し早くできたかもしれないとか、あるいはよりいいものができたかもしれないということはできるかもしれないので、もう少しそういうことを考えていただくといいのでしょうか。

なかなか書きぶりは難しいので、ちょっと今の段階でどこまでこれに付加できるかという問題はあるかと思うのです。

○T氏 非常に難しいとは思いますが、我々もこれを庁内に、それこそPFIを推進するセクションのところをいろいろな部署に説明して回るのです。我々も福岡市のほうで提案のマニュアルをつくりましたけれども、あれを全部説明して回っているのですよ。

そのときに、やはり具体例がないと、ただ単純にマニュアルができましたというだけで

は、聞いているほうもちょっと現実味がないといえますか、ある程度そういう具体例があったほうが、担当者のほうが庁内で広めるときのツールとしやすいという一面もありますので、よろしければ御検討いただければと思います。

○F委員 まずこれを第1版として出していただいて、いろいろなところからまた御意見をいただきながら改定していくという方向かも知れませんね。

○G委員 いい事例があれば、どんどん教えてくださいということですね。

○F委員 だから、まだこういうものは一個も出ていなかったら、なかなかこういうことを喚起するわけにはいかないから、そういう意味ではものすごく意味があるのではないですか。

○M専門委員 9ページの「③検討結果の通知・公表」ですが、事例が少ないので仕方がないという気もしますが、この事例は、だめという否の事例ですね。さらに「結果の理由」が2行です。このぐらい書けばオーケーという悪い事例になってしまいかねない気がしました。

つまり、地方公共団体も、この2行程度の公表で良い、楽だなと思ってしまいかねないと思います。ただ、事例がなかなか見つからなかったのだとは思いますが。

○武井企画官 実現例はまだ見つかっておりません。

○M専門委員 事例がないのであれば、逆に具体の事例ではなくて、仮想で、「結果の理由」を丁寧に書き例示してあげたほうが、地方公共団体としてはいいのではないかなと。これだとネガティブのパターンが出てしまいます。

○柳川座長 こういう形でやったらどうですかというものです。確かにこれは非常に、現実の事例を全て下につけていただいているのはすごくいいことだと思うのですが、残念ながら民間提案のこの話はまだまだこれからの話で、うまくいっている事例、きちんとできている事例があちらこちらにあるわけではないので、事例を拾っていてもなかなかいい参考例にならないパターンもあるので、そういう場合は余り現実の事例にこだわらないほうがいいのかもかもしれませんね。

○F委員 難しいですが、ここはやはり御検討いただいたほうがいいでしょう。

○G委員 最終処分場を埋め立て処分した上には、その上で太陽光発電が乗ってという話ですと少し重要性が高まってくる話なので、この話はかえってポジティブになると思います。

○O専門委員 地方公共団体にとっては、このマニュアルはすごく活用できそうなのです。お互いに、おたくはどうしていますかというヒアリングをさせていただくようなことが盛り込まれていますので、多分、地方公共団体向けにはすごくいいものができたなということで受けとめてもらえると思うのですが、民間事業者の方がどういう活用をされるかというのがもう一つ見えにくいというか、窓口をつくっていますといっても、その一覧がどこにあるかということを書いているわけでもないで、せっかく内閣府で窓口一覧もつくられたので、そういったところを御案内されるであるとか、もう少し民間の方が見て役立つようなものを盛り込まれるかもしくは地方公共団体向けに出していただいたほうが

いいのかなという気もしました。

○武井企画官 編集したときのコンセプトとして、地方公共団体によって環境整備してもらいたいという思いと、民間の人が自分で直接使えるものにしたいという、多分2つの目的がこの1つのマニュアルの中に入ってきているのかなと。

前段の部分はどちらかというと地方公共団体の環境整備のほうが中心になって、後段の様式のところで民間の方が見ていただく部分、直接使える部分があるのかなと考えています。事例がない中で今どこまでできるかと考えながら作ってきました。

○G委員 今、話題になった9ページの、ネガティブになってしまった事例もありますけれども、民間提案を受ける際に、今の日本の企業の現状を考えると、かなりビューロクラティックになっていることも事実で、実際にPFIのリスクを引き受けたとすると、そういったあるスケールを持った企業でなければ最終的に引き受けられないことは事実なのですが、ただ、地方公共団体が持っているような、かゆいところに手が届くようなニーズを掘り起こして事業に仕立てていくような人たちは、大企業にいるというよりも、もしかしたら、もう少しその町にいる小さな事業者のほうが見つかることもあると思うのです。

大規模のものではなくて、少なくとも、書き足すと言った(1)だとか、前半のほうには自分たちも絡めて、そこでいい企画をつくれれば大企業も一緒にやってくれるのだという気持ちになってくれるようになっていっていると、バーチャルでもいいのではないかなと思います。

そのうちに、どこかでいい事例が出てくると思いますので、最初のそういう歯車を回す人は大企業だけだと回っていかないのではないのでしょうか。それだけに、最初のニーズを見つけて企画をつくる際には、もうちょっと小回りのきくような人たちに対してもこれを読んでもらって、やってみようかなという気持ちにさせるような内容になるといいと思うので、先ほど議論があった2の(1)、2ページと3ページあたりのところは少し、1ページ増補していただけるといいのではないかなと思うのです。

9ページのあたりのような事業例なども、いろいろな事情でできないかもしれないけれども、こういうものは一般論としてあり得るぐらいのメッセージで書くと、バーチャルでもいいのかなと思います。

○柳川座長 ほかにはいかがでしょうか。

こういうマニュアルがまずはできることが大事なことになるので、そこからいろいろ発展していくと、またマニュアルも改訂されていくということだと思いますけれども、まずこういうものを出してみても、それで喚起をすることには大きな意義があるのではないかなと思います。

○F委員 様式集は、こういうものがあるかないかで全然違いますから、この様式集はすぐ役に立ちますよ。

○柳川座長 よろしいでしょうか。

それでは、議論はここまでにさせていただきまして、いただいた御意見を踏まえて、事

事務局のほうにはガイドラインなどの修正をお願いしたいと思います。

次に、議事の「(3) その他」について、事務局から今後の予定等の説明をお願いいたします。

○武井企画官 本日御議論いただきました「モニタリングに関するガイドライン」及び「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」につきましては、本日の御意見を踏まえて修正後、パブリックコメントによる意見募集を行いまして、9月に予定しておりますPFI推進委員会に諮って改正案にしていきたいと考えております。その後、改正案はPFI推進会議に付議したいと考えております。

また「モニタリング基準」と「PFI事業民間提案マニュアル」につきましては、本日の御意見を踏まえて修正した後に、PFI推進委員会にワーキンググループから説明させていただきまして、PFI推進委員会にて取りまとめをさせていただきたいと考えております。

本日御指摘いただきました御意見を踏まえて、まず事務局で修正案を作成させていただきます。修正意見が多数ありますので、改めて本ワーキンググループのメンバーの方々に中身を照会させていただき、その後、次回のPFI推進委員会に出す資料といたしましては、その照会させていただいた意見を踏まえて、座長に御確認いただいで進めたいと思います。

取り扱いにつきましては、座長に御一任をいただければと思っております。

○柳川座長 異存はございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○柳川座長 では、今、御了解いただきましたので、今後、修正に関しては、一応修正したものを皆様に見ていただいて、その御意見を踏まえて、私に一任させていただいて、今度、PFI推進委員会のほうに提出ということにさせていただきます。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了しましたので、閉会させていただきます。お忙しいところをありがとうございました。

では、最後、進行を事務局のほうにお返しいたします。

○武井企画官 先ほど話題になりましたPFI推進委員会でございますけれども、9月ということで、現在、日程を調整中でございますので、引き続き調整させていただきまして、なるべく速やかに御連絡申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。